

## 2024年度第2次政府予算要請（現業評議会）

### （1） 環境省要請行動

第2次要請行動 2023年11月15日

自治労参加者：中川純清掃部会長、久松亮太 同幹事、西村好勝 同幹事、吉村秀則事務局長

環境省参加者：環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室、同 廃棄物適正処理推進課、同 廃棄物適正処理推進課、同 リサイクル推進室、同 環境再生事業担当参事官室、環境局 水・大気環境局水環境課

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

#### ①<環境省>第2次要請 項目1回答の概要

2023年度も日本各地で発生した大雨や台風などの災害に関し、地方環境事務所の職員を中心に現地入りしており、また、本省からも人員派遣をし、対応してきたところである。この際の指示命令系統については、地方環境事務所と各都道府県が連携しながら、当該自治体へ必要な助言をする等のフォローを行っている。また、補助金制度と仕組みについて、対面でお会いする自治体職員へはもちろん、ウェブでの周知啓発をしながら活用を促してきている。

災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用について、毎年、活動実績があり、随時被災された自治体に支援を行っている。現地の状況を常に確認し、ニーズを汲み取りながら対応しているところである。

#### ②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

第1次要請にて、「支援員に登録する際に用いる対応可能分野コード表(要綱様式1-2)」のすべての要件を満たさなければ人材バンクに登録できない、と多くの自治体担当者が誤解している点について、前回の要請時に「修正を検討する」と回答したが、その後の対応はどうか。また、コード表に「想定される職種」を追記することも要請したが、これについて回答を願いたい。

#### ③<環境省>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

人材バンクに登録していない自治体担当者等も視聴可能な、人材バンクウェブ版教育を実施しており、そこにおいて説明を行う事で誤解が生じないよう改善している。

また、「想定される職種」は、コード表に追記することで縛りを設けてしまう、とまでは言わないが、特段そこまでの対応をする必要がないと考えているが、担当者に引き続き確認する。

#### ④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2

2023年も多数の自治体で浸水被害があった。被災地の災害廃棄物処理が遅れていた事例もあったと聞き及んでいるが、環境省は機材等の問題も含め把握しているのか。被災場所との位置関係も理解するが、対応自治体が偏ってきていると感じており、派遣にあたっては国の主導も必要ではないかと考えている。

#### ⑤<環境省>第2次要請 項目1追加要請2に対する回答

災害ごみ仮置き場を設置した際、便が良くない場所に設置せざるを得ず、収集運搬車両が必要になった事例があった。派遣にあたっての機材関係について一定程度把握している

が、後に車両が入れずリヤカー等で対応した事例もあったと聞いている。環境省としても被災地側自治体との折衝等も含め、引き続き現場の状況を見ながらハンドリングしていく。

2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在していることから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目2回答の概要

自治体で仮置き場の選定がなかなか進まない点については課題として認識している。2022年度まではモデル事業も通して対応を進めてきており、仮置き場をどのように選定したら良いのかなど、研修を行いながら助言や説明をしてきた。2023年度はモデル事業にかかわる予算が付いていないが、地方環境事務所が自治体に仮置き場の選定についても進めていくようフォローしているところである。

今後も必要な取り組みだと認識しており、モデル事業という形に拘らずとも、関係する予算を確保できるよう努めていく。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目3回答の概要

市町村が一般廃棄物処理を適正かつ着実に行っていく上で、循環型社会形成推進交付金の予算確保は極めて重要であり、2023年度においても、自治体の要望に応える予算確保を行っている。今後も当該予算の確保に引き続き努める。また、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化等を進めるために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を2007年の6月に策定し、2013年4月に改訂を行った。この指針では標準的な分別収集区分等を提示しているが、2023年度にこの指針の改定が行われることから、指摘の観点も参考にし、今後検討をしていきたい。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための指導を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目4回答の概要

2023年度も災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）を活用し、他自治体から被災地への派遣が行われている。6～8月といった気温が上昇する時期に派遣が行われることもあり、環境省が災害地のニーズやタイミングを十分に把握し、派遣者の体調面、メンタル面に注意を払いながら、派遣をお願いしている。具体的には、数日～1週間の期間に及ぶ派遣であるため、複数人でチームを組み、1人に負荷が重ならないよう被災地に入って貰う、といった対応である。災害派遣職員と共に、その職員を補助する形での派遣もあるため、2023年度は昨年比で倍増している。

②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

新型コロナウイルス感染症のみならず、災害時には未知のものと接触するおそれもあることから、破傷風の予防接種有無についての確認も必要であると考えている。

③<環境省>第2次要請 項目4追加要請1に対する回答

焼却施設に従事する職員が破傷風の予防接種を受けていることは認識している。しかし、収集業務に従事する職員が破傷風の予防接種を受けているかは把握していないが、被災地に入る災害派遣職員は、基本的に予防接種を受けているものと考えている。

5. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

#### ①<環境省>第2次要請 項目5回答の概要

廃棄物発電のネットワーク化については、2019年3月に、廃棄物エネルギー利活用方策の実務入門としてとりまとめ、2021年3月にその改訂を行っている。今後、発電や余熱利用を含めた廃棄物エネルギーの高度化に向けた普及・促進等を図るとともに、交付金の活用に向けた検討も続けていく。また、一般廃棄物有料化については、排出抑制や再生利用の促進、排出量の応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、環境省として推進をしている。交付金の検討要件の廃止については、ごみの減量化や排出抑制に資する他の施策を妨げるものではないが、引き続き状況を踏まえて検討を行いたい。

#### ②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

人件費や建設費が高騰している中でも毎年予算を確保していただいているが、万博の予算も倍以上に増えている状況で、自治体の建て替え時期が重なっても問題ないのか。

#### ③<環境省>第2次要請 項目5追加要請1に対する回答

様々なコストが高騰していることは認識しており、自治体からの要望額を確保することが重要と考えているが、財務省からの予算確保に苦慮している。しかし、高騰を背景として交付金を減額するといった考えはない。ダイオキシン対策での建て替えから20年が経過し、2024年度以降も一層厳しい状況が予想されるが、自治体からの要望に応えられるよう努めていく。

#### ④<自治労>第2次要請 項目5追加要請2

清掃工場の建設費はここ数年間で上昇し続け、計画に沿った建て替えを進めることが困難な状況であり、長寿命化計画等を打ち出して対応している。地方においては、発注後に追加建設費を上乗せすることで当初予算とかけ離れた建設費となり、住民訴訟まで発展している自治体もある。これらの背景から、今後も広域処理が進むことが考えられるが、広域化となれば輸送距離が延びることとなり、430休憩の問題等が生じ労働環境の悪化が考えられる。そうした現場の声を環境省として把握しているのかお聞きしたい。

#### ⑤<環境省>第2次要請 項目5追加要請2に対する回答

2023年6月に「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定され、「広域化・集約化に伴う収集運搬の距離や運搬費用の増加が見込まれる場合、資源回収機能や中継機能を有する施設の整備・活用も含めた検討が重要となる。」と記載しており、引き続き国として検討していく。

6. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、プラス

チック廃棄物の回収体制構築に係る費用の全額について国が補助すること。  
あわせて国民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目6回答の概要

プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品の一括回収に関するモデル自治体の採択を2023年度も実施しており、10数程度の自治体を採択したところである。2023年度はプラスチック資源循環法の本格的な施行としては初年度であり、37自治体（一部事務組合含む）で一括回収が始まっているが、来年度は倍以上の自治体で行われる見込みである。

モデル事業は2022年度から開始しており、蓄積した知見をしっかりと横展開したいと考えている。2023年度は地方環境事務所が主催となり全国で7回、事例説明会を行い、モデル事業を実施した自治体から、困難さや課題について等を説明していただいた。2024年度のモデル事業に関する予算要求も行っており、引き続いて一括回収体制の構築にむけて努めていく。

7. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体で実施されるよう、制度の義務化にむけて検討し、各自治体における回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

①<環境省>第2次要請 項目7回答の概要

小型家電については一部の品目で、資源有効利用促進法を以てリサイクルの促進・取り組みが行われている状況である。その取り組みを活かしながら、安定的継続的に行えるように、制度的に担保している。リサイクルの取り組みを全国に広げていくために、義務化という一つの方法に限定するのではなく、さまざまな取り組みを包含できる方が望ましいと考えており、促進型制度の中で、自治体支援を積極的に行っていく考えである。具体的には、効率的、効果的な回収を実施している自治体の優良事例の横展開を図っていく。

消費者の啓発については、小型家電リサイクル制度の認知向上にむけた普及啓発に関するヒアリングや、普及啓発に関するモデル事業の実施といった点に2023年度は取り組んでいる。普及啓発に関しては2024年度も同様の事業を行う予定である。

8. 有機ELテレビを早急に家電リサイクル法対象品目とするとともに、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

①<環境省>第2次要請 項目8回答の概要

2021年4月から経済産業省と環境省の合同審議会を開催し、家電リサイクル法施工後3回目となる「家電リサイクル法の制度の評価の見直し」を議論し、2022年6月に「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。有機ELテレビについては、一部で排出が始まっており、「国は速やかに家電リサイクル法の対象品目とすべき。」と報告書に纏められている。これを受け、政令改正案についてパブリックコメントを実施している現状である。

リサイクル料金の前払い方式について、現行の後払い方式の報告書によると、現時点では直ちに料金制度の変更が必要になるだけの問題が生じているとは考えにくく、合同審議会においては「制度の変更は実施すべきではないが、国は制度を変更した場合の課題等に関する技術的、実務的な検討を引き続き行うものとする。」と取り纏められている。これ

を受け国は、料金制度の課題等に関する技術的、実務的な検討を引き続き進めていくこととしている。

違法回収業者対策について、報告書においては「エアコンの回収率向上にむけては、違法扱取業者やヤード業者による不適正な回収や処理を無くしていく必要があるが、自治体による規制や指導を強化しても、違法業者は拠点を移しながら広域的に活動する現状が指摘されており、根本的な解決に繋がっていない。現状、破棄物処理業者や、有害使用済機器の届け出業者による処理実態を十分に把握できていないため、国は実態把握および、それを踏まえた効果的な対策を検討、実施すべきである。」と取り纏められている。これを受け、現在開催中の検討会において、実態把握調査と対策について議論しており、これを踏まえ、エアコンの回収率向上に向けた対策を実施していきたいと考えている。

不法投棄については、「自治体は引き続き地域の実情に応じて未然防止対策に取り組むとともに、警察等も含む関係者と協力して取り締まり強化に取り組むべきである。国は、自治体の不法投棄対策への支援の継続充実を検討すべきである」と取り纏められている。

義務外品の回収体制構築については、「社会状況の変化に伴うニーズの対応および不法投棄対策のとして、一定の効果があり引き続き推進していくべきである。推進にあたり小規模自治体においては、回収体制の構築が難しい場合があるなどの状況を踏まえた上で、地域実情に応じた回収体制の構築を図るなど、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する自治体において検討していくべきである。また、国は回収体制の構築状況を把握し、自治体の取り組み支援を検討すべきである。社会情勢の変化および地域特性に応じ、消費者にとって利便性が高くわかりやすい回収体制を構築することは、不法投棄対策にも与するため重要である。」と取り纏められている。国としても引き続き回収体制の構築状況を把握し、自治体の取り組み支援を検討していく。

## ②<自治労>第2次要請 項目8追加要請1

不法投棄対策について環境省も検討していくとの回答だが、具体的にどういったところを考えているお聞きしたい。

## ③<環境省>第2次要請 項目8追加要請1に対する回答

家電リサイクル法に関連した部分、家電不法投棄に限った回答になるが、不法投棄に関しては家電製品協会による助成金制度があるので、それを活用して対策していただきたいと考えている。不法投棄への対策支援の充実については検討中である。現在、検討会も開催しており、例えば警察と連携して効果が出た自治体事例を取り上げ、横展開していきたいと考えている。

9. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、リチウムイオン電池のリサイクルの推進にむけ製造事業者等が義務的に回収するよう、関係省庁と連携を図ること。

## ①<環境省>第2次要請 項目9回答の概要

環境省では2020年度から一般廃棄物処理におけるリチウムイオン蓄電池対策検討業務を行っている。リチウムイオン蓄電池等の製品実態調査、自治体における火災発生の状況調査、個別実態調査、有識者ヒアリング等を行い基本的な情報、対策検討結果を取り纏めた。加えて、自治体を対象としたモデル事業の実施等を通し、住民への周知方法や処理方法な

ど、効果的な事例を記載した対策集を策定し、その普及を目的とした自治体向けオンライン説明会や、コンサルティング業務、ヘルプデスクの設置を行った。

2023年度においては、著名人による広報動画の公表や、自治体で活用できる普及啓発ツールの作成、実証事業の実施等を予定している。リチウムイオン蓄電池による火災防止の観点から、関係省庁と連携してさまざまな取り組みを行っていききたい。

## ②<自治労>第2次要請 項目9追加要請1

リチウムイオン電池による発火事故については、困っていない自治体はない。ある地域では、清掃職員と消防局の連携による啓発活動が行われている事例もある。環境省としてもタイアップできる分野は積極的に実践してはどうか。

## ③<環境省>第2次要請 項目9追加要請1に対する回答

動画の活用やポスター等で普及啓発に努めており、タイアップ企画も行ったところ効果的であった。今後も各省庁と連携していくことは重要と考え、努めていきたい。

10. 高齢化社会が進みごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を講ずること。

## ①<環境省>第1次要請 項目10回答の概要

高齢者への新たなごみ出し支援を始める、もしくは既存の支援の改善を検討している自治体に対し、2021年3月に高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きと事例集を策定し公表しており、各自治体にはこれを活用していただき、環境省としても自治体の取り組みを後押ししていきたい。また、この手引きでは自治体職員による支援だけでなく、廃棄物収集運搬業者やNGOなどによる支援など、類型化して提示している。

ごみ出し支援に関わる自治体への財政的支援は環境省からの支援はできないが、総務省から特別交付税措置を行っているので、そちらを活用していただきたい。

## ②<自治労>第2次要請 項目10追加要請1

ふれあい収集については、環境省の集計を見るとコロナ以降で実施自治体が3割に増えており、需要があると考えている。一方、ふれあい収集を実施している自治体の約4割が直営で、2割はNPO等が実施しているとの結果がある。個々の住民の情報を扱う背景から、収集リストが悪用される可能性もあると考えられ、こういった理由から、ふれあい収集は自治体職員が実施すべきであり、自治体責任がきっちり果たされる体制で推進されるべきと考えているが環境省としてはどう捉えているか。

## ③<環境省>第2次要請 項目10追加要請1に対する回答

少子高齢化が加速していく中で、ふれあい収集は重要な課題になってくると認識している。ごみ出し支援導入の手引等で周知や案内を行っていたところだが、発言いただいたようなリスクまで考えは至っていなかった。今後も引き続き環境省として進めていく中で、そういった視点も認識して盛り込んでいきたい。

11. 放射能汚染廃棄物について、放射性物質濃度を公開して住民の理解を得るとともに、廃棄物処理に関する安全基準を明確化し、中間処理過程における管理・保管状況を公開すること。あわせて、国段階での処理、保管時の具体的な安全マニュアル等を作成すること。

## ①<環境省>第1次要請 項目11回答の概要

放射能汚染廃棄物については、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特措法において処理基準が定められており、加えて環境省作成の廃棄物関係ガイドライン第二版でも、自治体を含めた処理主体が遵守すべき内容を定めている。

風評被害等の恐れがあるため、指定廃棄物に関する個々の事例の公表については控えているが、放射能濃度の再測定を行った場合は、各県の事情に応じて、その結果をホームページに掲載するなど、安心につながる情報提供に努めている。

福島県内では、仮設焼却施設や特定廃棄物埋立処分施設で指定廃棄物の処理を進めており、そこでの環境モニタリング結果についてもホームページに掲載するとともに、特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまを通じて情報発信を行い、地元の方々の安心の確保に努めている。

引き続き、各県の事情に応じた取り組みを進めるとともに、安全を第一に処理を進めていく。

12. 放射能汚染廃棄物処理では、様々な品目が処理されていることを踏まえ、処理工程について検証し、住民や労働者の安全を確保するとともに、ALPs処理水の海洋放流について放射能汚染がないよう、安全性の責任を果たすこと。

①<環境省>第1次要請 項目12回答の概要

放射能汚染廃棄物処理については、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特措法において処理基準が定められ、環境省作成の廃棄物関係ガイドライン第二版でも、その基準を明確化している。

特定廃棄物における基準の策定にあたっては、実際に処理を行う作業員や周辺住民の安全確保を前提として検討しており、環境省としても国が処理責任を有する特定廃棄物の処理に際しては、これらの基準に基づき、適切に処理されるようしっかりと取り組んでいきたい。

ALPS処理水の海洋放出については、環境省、原子力規制委員会、水産庁、福島県、東京電力など、複数の機関で海域モニタリングを実施している。環境省では、ALPS処理水放水口から沿岸にかけてのモニタリングを実施しており、8月末の海洋放出後から毎週分析を続け、10月には精密な分析結果も公表し、この結果から、人や環境に影響が無いことを確認している。引き続き、客観性、透明性、信頼性の高い海域モニタリングを徹底して行い、国内外に広く情報発信していきたい。

13. 水銀含有廃棄物が他の廃棄物に混入されていることを前提とした水銀などの排ガス基準に適合した施設の整備や触媒洗浄などの復旧費用について予算措置を講ずること。また、家庭内や事業所内の水銀含有廃棄物などの有害廃棄物の回収体制を確立すること。

①<環境省>第1次要請 項目13回答概要

水銀含有廃棄物については、分別回収の周知徹底が非常に重要だと考えている。既存の排ガス処理設備の活用で対応する事例もあるので、施設の改造費等の財政支援は行っていないが、廃棄物処理施設の新設・更新の際には、交付要件を満たした場合には交付金の対象となり得る。

家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収については、その徹底拡大をはかるために、2015年12月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」や、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を公表している。今後も適宜検討を行い、必要な事業を実施していきたい。

14. 労働者の安全と健康を確保と事業の継続のため、マスクや防護具など必要な資材の確保のための十分な予算措置を行うこと。また、各種ワクチン接種についてはインフラ維持の観点から公費負担となるよう、予算措置を講ずること。あわせて、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業継続計画などの対策を国として検討すること。

①<環境省>第1次要請 項目14回答概要

新型コロナウイルスの感染拡大時においては、廃棄物処理業者は国民生活や経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として位置づけられ、同感染拡大下においても処理を継続することが求められた。廃棄物処理業者が社会的に重要な役割を担っていることを鑑み、新型コロナウイルスのワクチンについては、一般廃棄物処理事業者へ優先的に接種することについて、関係部署と調整するように周知し調整を行う自治体の例を紹介することや、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、これにおいて事業継続計画BCPの策定等、廃棄物処理事業者が取るべき措置について示すなど、積極的な対応を呼びかけてきた。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、引き続き、廃棄物処理業者の業務の重要性やエッセンシャルワーカーとしての役割を踏まえ、安心して業務に取り組んでいただけるよう支援していく。

15. 外国人労働者や外国人旅行者へのごみ出しルールの周知・徹底を図るため支援を各自治体に対して行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目15回答概要

外国人へのごみ出しルールについて、出入国在留管理庁では、各省と協力して生活就労ガイドブックを16言語で作成し、ごみの種類の例や、ポイ捨ての禁止等について情報提供を行っている。

また、外国人に限る事例ではないが、民泊における廃棄物の取り扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等をまとめた上で、事務連絡を発出して各自治体へ周知している。今後も各自治体における事例など参考になる取り組みがあれば紹介していく。

加えて、オーバーツーリズムがもたらすポイ捨て等は地域の深刻な問題となっており、2023年10月に観光立国推進閣僚会議で決定された「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」や、同月に閣議決定された総合経済対策においても、観光客のごみの削減につながる行動変容の促進など、メディア事業の実施が盛り込まれている。地方公共団体や民間事業者と連携しながら、引き続き観光地における、ごみのポイ捨て防止や排出抑制をはかることにより、環境保全と観光振興の両立や、観光地のさらなる魅力向上の実現に取り組んでいきたい。

<資料>

対応可能分野コード番号表

コード番号	分類	支援の内容例
1	全般的事項	体制整備、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援
		被災地の状況把握・分析
		市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
2	実行計画・災害報告書	発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援
		災害報告書作成支援、災害査定対応助言
		災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計、積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
3	収集運搬	必要車種、台数、期間の把握・支援要請の支援
		収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
4	仮置場	仮置場適地の確保、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測
		仮置場管理運営助言、業務委託支援
5	処理関連	他地方公共団体等との処理に関する調整
		民間処理委託契約関係支援
6	損壊家屋	損壊家屋(解体)撤去関係支援

## (2) 国交省要請行動

第2次要請行動 2023年11月20日

自治労参加者：生田孝俊 県職現業部会幹事、吉村秀則事務局長

国交省参加者：道路局 環境安全・防災課、同 環境安全・防災課、同 環境安全・防災課 道路防災対策室、同 国道・技術課道路メンテナンス企画室、水管理・国土保全局治水課、大臣官房会計課 社会資本整備総合交付金等総合調整室

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。

### ①<国交省>第2次要請 項目1回答の概要

気候変動の影響による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、稼働掘削や堤防整備など事前防災対策をさらに加速化するとともに、流域の関係者が共同して、雨水貯留浸透施設の整備等への「流域治水」を推進している。自治体への財政支援については、2021年度に個別補助事業として「特定都市河川浸水被害対策推進事業」を創設し、「流域治水」を支援している。また、流域水害対策計画の策定にかかる調査検討費も支援を行うことで事業の拡充を行っている。

河川管理施設の老朽化対策については、2022年度に個別事業補助として河川メンテナンス事業を創設し、老朽化対策を計画的に実施できるよう支援を強化している。引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの予算を活用して自治体への支援を行っていく。

防災・減災対策、災害時と災害後の復旧については、個別補助等と比べて比較的自由度の高い社会資本整備総合交付金を活用し地域の要望に応じて適切に財政支援を行っている。その他、補正予算に関わり、2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、近年切迫化している風水害や、リスクが高まっている南海トラフ地震等も含めて対策の加速化、深化のために重点的な支援を行っているところである。依然として厳しい財政状況にはあるが、引き続き必要な予算の確保に努める。

### ②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関し、災害等で同じ場所で5年以内に災害や二次災害が起きる場所があると思うが、その予算関連で防災・減災に向けて国土交通省からの災害対応についての方針を示しているのか。

### ③<国交省>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

年に2～3回の頻度で各都道府県、政令指定都市との意見交換を行っており、国交省からの情報提供ができる機会を設けているため、そういった場を活用していきたいと考えている。

### ④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2

国交省管轄道路に関する道路維持予算は、現在どのような状況になっているのか。各自治体における道路維持予算は年々減少しているため、国交省の道路維持予算を確保することが、各自治体の道路維持予算の確保につながるため、国土交通省の道路維持予算の確保

をお願いする。

また近年、自動運転や車線逸脱防止システムの普及の観点から、道路の白線の補修が重要と考えるが、国交省の考えを教えてください。積雪がある地域では除雪時に白線を削り取る状況もあり、自治体によっては、未来への先行投資として5年計画で白線の引き直し事業に取り組んでいる。各自治体における道路維持予算減少の状況では、白線維持に関する予算確保は極めて困難な現状である。

#### ⑤<国交省>第2次要請 項目1追加要請2に対する回答

国交省における道路修繕・維持予算に関しては若干の増加傾向にある。白線と自動運転分野の関係性については本日回答できないが、道路維持における安全強化の観点から今後、検討が必要になってくると考えている。

2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。

#### ①<国交省>第2次要請 項目2回答の概要

市町村で管理している道路の除排雪経費は、地方交付税を含めた地方公共団体の単独費を充当するのが基本となる。国交省としては、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(雪寒法)」により、通常の支援の対象にならない地方公共団体における幹線道路の除雪や、除雪に必要な機械類の整備について、防災・安全交付金による支援を行っている。

また、除雪オペレーターの担い手不足対策として、熟練オペレーター不在でも除雪ができるように、除雪機械の作業装置自動化や、AIによる交通障害の自動検知などの実証を現在進めている。引き続き予算の確保に努めていく。

#### ②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1

気候変動による寒暖差が大きい昨今、積雪後の融雪による雪崩の発生が課題である。国交省の雪崩災害対策として予防柵工・減勢柵工・防護柵工・グライド防止工等の雪崩防止施設があるが、近年の雪崩災害の報告件数の傾向はどのような状況か。仮に被害報告が多くなっている状況であれば、雪崩防止施設の予算確保をしていただきたい。

#### ③<国交省>第2次要請 項目2追加要請1に対する回答

雪崩災害の報告は大小さまざまであるが、報告例として冬季閉鎖区間を春先に開通させる際、橋が倒壊していたため復旧が必要であったというような事例も報告されている。雪崩の要対策箇所は各自治体で調査・点検されていると思うが、国土強靱化地域計画において雪崩防止施設の計画があるならば、防災・安全交付金が予算措置として位置付けている。予算額の推移詳細は把握していないが、雪寒事業に関する部分は少しずつ伸ばしている。

3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防災・安全対策交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。

#### ①<国交省>第2次要請 項目3回答の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金については、地方公共団体にとって自由度が高く、地域経済や産業の基盤となる社会資本整備や地域における総合的な防災減災対策等の評価に対する重要な支援策であり、この予算の安定的・持続的な確保が極めて重要であると認識をしている。

2023年度当初予算においては、社会資本整備交付金と防災・安全交付金合わせ約1兆3,805億円を確保した。厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き、地域の実情に応じた様々なニーズにより的確に対応できるように、両交付金の予算確保に全力を尽くす。

#### ②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

自治体での道路維持・改善・修繕・管理に関する予算として、防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金等で対応していただいているが、高度成長期時に建設された施設・道路の老朽化が加速している現場実態がある中で、自治体からの要求額が中長期的に増加すると想定される。国交省として、その点についてどのように考えるか。

#### ③<国交省>第2次要請 項目3追加要請1に対する回答

2023年度は1兆3,805億円の予算確保をしているが、今後については財務省との折衝による調整が必要である。厳しい状況ではあるが、補正予算等も含めて対応ができるよう尽力していきたい。

#### ④<自治労>第2次要請 項目3追加要請2

道路における子どもの安全の観点について、通学路指定されている道路では歩道の確保が難しい区間も存在する。自治体では、それぞれ対応しているが、国交省として対応事例等の情報を持っているのであれば発信をお願いしたい。

#### ⑤<国交省>第2次要請 項目3追加要請2に対する回答

交付金要綱・用件の変更や無電柱化等、国交省発信の施策動向は共有をしているが、全国的な横展開、地域の取り組み事例などは十分にできていなかった。その点は今後改善していきたい。

4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることはもとより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ①<国交省>第2次要請 項目4回答の概要

道路の橋梁については、2014年から点検を行っており、点検の結果、修繕が必要であると判明した約7万橋のうち、実際に修繕が完了した橋梁は約6割にとどまっている。国土交通省としては、インフラの長寿命化をはかるための計画的な維持・管理の方針や予防保全の取り組み等、新技術開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化をはかっている。

特に橋梁の修繕・点検は、点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ集中的な支援を行うために、「道路メンテナンス事業補助制度」により支援を行っている。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型インフラメンテナンスの転換にむけた老朽化対策への転換にむけた老朽化対策が盛り込まれており、この予算を活用し、修繕や更新が必要な橋梁等の道路施設の対策を集中的に実施することとしている。

また、インフラの現状や老朽化対策の必要性について、国民むけに分かりやすくお知らせ

せするために、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて、各施設の措置状況や修繕対策を公開している。国土交通省としては、地域からの要望に応じた必要な予算の確保や支援とともに、効率的なインフラの維持管理・更新に努める。

#### ②<自治労>第2次要請 項目4追加要請1

現在の道路構造物の定期点検・修繕に関しては道路構造物の範囲が、橋梁・トンネル・シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識とされているが、地下横断歩道が項目に入っていない。設置されてから何十年と経過している施設もあるため、国交省として定期点検項目に組み込んでいただきたい。老朽化の観点のみならず、近年のゲリラ豪雨災害においても地下横断歩道への影響が大きいため、検討していただきたい。

#### ③<国交省>第2次要請 項目4追加要請1に対する回答

地下横断歩道の規模にもよるが、大型の地下横断歩道は、大型カルバートとして登録、管理している自治体が多数であると考えている。小型の地下歩道に関しては、それに属さないとしても、点検すべき項目は同様であると思われる。

5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。

#### ①<国交省>第2次要請 項目5回答の概要

緊急輸送ネットワーク（緊急輸送道路）について、緊急輸送道路の耐震化やネットワーク自体の構築については、個別補助制度や防災・安全交付金等を活用し支援している。

また、国土強靱化地域計画に基づき、災害時の地域輸送を支える道路の整備や防災・減災防災・安全交付金にて重点的な支援を行っている。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により集中的に支援を講じている。引き続き必要な予算の確保に努める。

6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされている業務特性を踏まえ、道路行政に対する十分な体制構築にむけ、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、関係省庁とも認識を共有し必要な対応をはかること。

#### ①<国交省>第2次要請 項目6回答の概要

道路管理者は道路法第42条に基づき、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされており、各道路管理者において必要な体制を確保し、維持管理や修繕を実施する必要がある。一方、特に小規模自治体においては、技術職員が少ない、もしくはいない場合もあることから、この認識を「道路メンテナンス年報」等で公表・共有している。

道路局としては引き続き、橋梁等の道路施設の点検について地方公共団体の職員を対象とした研修の実施や、点検業務の効率化がはかれるようドローンやロボットを活用した新技術の導入を自治体に促しているところである。

#### ②<自治労>第2次要請 項目6追加要請1

決まった年数に行う法定点検もある一方で日常点検も重要であるが、現場は人が足りていない。ドローンやロボットを活用した新技術の導入もある中で、最終的には道路管理者による判断が重要であるので、人員不足に対しての認識と、関係省庁との連携、対応をお

願いたい。

**③<国交省>第2次要請 項目6追加要請1に対する回答**

職員総数が減ってきている中で、道路関係人員だけを劇的に増加させることは現実的ではない。一つの事例であるが、「包括的民間委託」の形態を採り、技術職員が足りていない複数の自治体が連携し一体となり業務を発注するといった工夫もある。例として、点検と設計を別々に発注していた案件を、一つの案件として包括的に委託するといった取り組みである。地方整備局の道路メンテナンス会議においても情報提供を行っているが、引き続き事例の収集と提供、助言を行っていく。

**④<自治労>第2次要請 項目6追加要請2**

「包括民間委託」との見解が示されたが、現場で業務を担っている立場としては、道路管理者である自治体職員が現場で迅速に判断できる体制強化が重要と考える。委託ありきではなく、自治体の道路行政の執行体制の強化にむけ、関係省庁との連携をお願いする。

### (3) 厚生労働省要請行動

第2次要請行動 2023年11月21日

自治労参加者：天本敬久一般現業部会幹事、濱田歩美同幹事、吉村秀則事務局長

厚生労働省参加者：厚生労働省 老健局、社会・援護局、職業安定局、労働基準局、医政局、健康・生活衛生局、医療産業振興・医療情報企画部

#### 【介護職場関連】

(1) 日常生活自立支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること、また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置し高齢者の「食べる」を支える予算を確保すること

#### ①<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目1回答の概要

厚生労働省としても「食べる」に関する課題、介護予防の観点からも重要であると認識している。地域包括支援センターについては、高齢者虐待の対応や介護のケアマネジメントが必要であることから、専門職として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を必須としている。それに加えて栄養改善に必要な栄養管理士や専門調理師などは、必須の設置ではないものの、自治体判断で配置できることとなっている。高齢者の見守りなど一体となった配食サービスなど、「食」に関する知識を持った方が活躍していることから、総合事業や地域包括支援センターに関わる予算確保に努めていきたい。

#### ②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1

「食べる」ということは、高齢者、障がい者にとって非常に重要であり、満足に食事ができなくなると、加速度的に心身が弱る。特に「食べる」という行為は「口から食べる」ことが重要であり、胃ろうの方は、口から食べることができる方と比べると元気がない。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、未だに多くの重症者をはじめ、亡くなられている方も多い。重篤化により、口から食べることができなくなり死に至った事例を目の当たりにした。医療や介護等の現場では、新型コロナウイルス感染症への警戒は未だ重要であると考えており、引き続き丁寧な対応が必要であると考えている。

#### ③<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目1追加要請1に対する回答

全国の地域包括支援センターにおいて「食べる」ことの重要性に関心を持っている自治体は多くないと認識しており、それに対する普及は進めている。地域ケア会議において、専門調理師や栄養管理士等を配置することでこういった効果が見込めるのかとした内容を紹介するなどの取り組みを行っている。こういった活動を続けるとともに、地域包括支援センターの運営に係る予算確保に引き続き尽力する。

また、感染症発生時の地域包括支援センターの事業継続に関しては、ICT化に着眼点を置いている。地域包括支援センターの職員は現場における業務割合が大きい、

感染時でも症状が軽ければ在宅勤務も可能と考えており、コロナ禍の影響を受け、ICT化も必要との背景から予算確保にむけ取り組んでおり、2024年度以降から、ICT化の普及啓発と促進に取り組み、現場の業務負担軽減と地域包括支援センターの業務維持をはかっていきたいと考えている。

(2) 審議会において、介護処遇改善加算、特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化による新加算が議論されているが、現行加算を取得しているすべての事業所が新加算への移行により、確実に報酬が上回る等、介護労働者の離職防止と人材確保のため、さらなる処遇改善を進めること。また、請求手続きのさらなる簡素化など事業所がスムーズに新加算を取得できるよう配慮するとともに、処遇改善分が確実に給与に反映するよう事業者に対し指導を強化すること。

①<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目2回答の概要

介護職員が他の職種と比較して低水準の給与であり、その人材確保に向けての処遇改善を進めていくことは、重要な課題であると認識している。介護職員については、これまで処遇改善に取り組んでおり、2022年2月以降は、現場で働く方々の給料を恒久的に3%程度引き上げるための措置を講じている。

加算については、介護報酬改定に向けて、関係者のご意見を伺いながら社会保障審議会介護給付費分科会で議論され、本年12月中をめどに意見の取りまとめを行う予定である。まだ結論はでていないが、取得要件の検討、すべての事業所でのスムーズな取得、また経過措置等についても検討し、進めているところである。取得しやすい制度となるよう取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1

三本立ての処遇改善加算は、一本化すべきであり、申請の方法等を含めて簡素化すべきである。簡素化しなければ、小さい事業所ほど、事務量の増大により処遇改善加算の申請は困難である。

国では6,000円のベースアップがアピールされているが、昨今の物価高騰により、あらゆる職種の賃上げが進み、新卒初任給が5万円アップとなる企業がある中で、賃金が低いイメージがある介護現場での6,000円アップでは焼け石に水であり、給与格差は広がる一方である。より一層、介護現場の処遇改善について取り組まなければ、慢性的に不足している人員が、高い賃金体系の職種に流出していくだけである。

③<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目2追加要請1に対する回答

現在の処遇改善加算の事務手続きが煩雑であるとの意見は多く聞いており、解消していく必要があると認識している。現時点で要綱様式等、固まっている案はないが、一本化を契機とし、事務負担の軽減がはかれるよう工夫していくことを検討している。

(3) 入管法の改正に伴い、海外から多くの介護を担う労働者を受け入れる予定であ

るが、同一労働同一賃金の原則に従い、安心安全な労働環境を整えること、同時に今後の感染症等の蔓延に備えていくとともに、2040年問題を見据えて、国内の次世代の介護の担い手を養成すべく国として早急に、施策を講じること

①<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目3回答の概要

外国人労働者について、日本の労働雇用慣行等に関する知識の不足、言語や文化などが違うことを踏まえて雇用管理をする必要がある。労働条件等のトラブルを回避するため、厚生労働省では外国人労働者に対する相談について多言語対応を進めている。具体的には各労働局や労働基準監督署、ハローワークにおいて、13カ国語で労働や就労に関する相談を行って対応をしている。引き続き、こうした言語での相談対応を通じて外国人労働者の労働環境の改善に努めていく。

介護人材確保にむけては、処遇や就労促進職場環境の改善による離職の防止、人材育成の支援なども含めて総合的に取り組むことが重要と認識している。介護の仕事に対する理解促進や魅力発信、それからICT対応の女性のテクノロジーを活用した生産性向上の推進および関係者や職場環境の改善、それから介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸し付けによる人材育成への支援など、必要な財源の確保に努めながら引き続き人材確保対策を進めていく。

②<自治労>第2次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1

この円安の中で、介護の担い手としての外国人労働者が本当に集まるのか疑問を持っている。外国人労働者が働きやすい環境整備をするべきである。また、その中でも、同じ職場で働く日本人労働者と外国人労働者の間に給料格差があってはならず、外国人労働者が就労先として日本を選ぶような労働環境を整えることが重要である。

また、厚生労働省が公表しているデータでは、2040年に69万人の介護職員が全国で不足すると示しているが、各自治体の具体的な不足職員数については、自治体は認識できていない。厚生労働省から、どの自治体においてどれだけ不足するか、しっかりと把握しておかなければ、介護保険制度は機能しなくなると考えている。各自治体は国の動向を注視しているため、今後、国としてどうフェューチャーデザインしていくのか、率先して動いていただきたい。

③<厚労省>第2次要請 【介護職場関連】項目3追加要請1に対する回答

円安の観点については厚生労働省からの回答はできないが、日本が外国人労働者に選ばれる国となるよう、就労環境の整備など、厚生労働省として取り組める部分について引き続き尽力する。

同一労働同一賃金については、日本人が従事する場合と同一の報酬を支払うよう、法務省省令にて定められているため、そういった観点から、厚生労働省でなく入管庁で審査がなされているものと承知している。

また、介護人材確保にむけた介護の魅力発信について補足するが、2022年度より「地域医療介護総合確保基金」を活用して各自治体が魅力発信を行っている中でさまざま

な事例が出てきており、厚生労働省として都道府県単位での横展開をはかる取り組みを行い、各自治体の実情に応じてアレンジして、介護の魅力が発信されるよう後押しをしている。

**【病院関係】**

(4) 感染症指定病院をはじめ、全ての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

**①<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目4回答の概要**

2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、以後の新型コロナウイルス感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から、院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有していること等が考えられる。厚生労働省では、ホームページにおいて、5類感染症以降の対応を含め、Q&Aの形で引き続き情報発信をしている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保、労働災害の防止に努めていく。

**②<自治労>第2次要請 【病院関係】項目4追加要請1**

労働安全衛生の確保に関連して、コロナウイルスが2類から5類に移行したことにより、濃厚接触者としての対応では特別休暇による出勤停止ではなくなったため、濃厚接触として休めない状況である。陽性の場合では5日間で職場復帰するが、10日間は人に感染させる可能性があり、働きながら対応に注意するよう指導もある。介護も医療現場も慢性的な人員不足で、休む人のカバーができない状況である。現場では年休は持っけていても現場として休めない状況である。配置基準だけをクリアするのではなく、安心して良質な医療が提供できるよう、労働安全衛生の観点を踏まえた、患者と職員の安全を守れる職場環境が必要である。

また、急性期夜間看護補助加算として、夜間帯に看護補助者を配置することで加算されている。これは看護師の業務負担の軽減を理由に導入されているが、現場実態は、多くが無資格の看護補助者で身体介護ができず、実際の負担軽減には繋がっていないため、制度の検証や精査が必要である。看護師の離職者が多い中で、看護補助者の役割が見直され、今後、タスクシェア・タスクシフトが進んでいくと考えられるが、質の向上を検討していくためにも正規雇用を含めた処遇改善が必要である。

**③<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目4追加要請1に対する回答**

コロナウイルスが5類になり、状況が変わっていることは把握している。人員不足や急性期の看護補助加算など、根本的な医療体制については担当ではないが、そうした状況も踏まえ、何ができるか労働安全衛生に資するよう十分考え、対応していく必

要がある。

(5) 感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保に向けた予算措置を行うこと。

①<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目5回答の概要

新興感染症の対応については、昨年成立した改正感染症法により、都道府県の医療機関等の間に協議を行い、病床確保や発熱外来等に関する協定を締結する仕組みを構築し、来年4月に施行される予定である。またこの感染法は新たに事業所協定の内容の一つとして、医療機関における個人防護具等の備蓄を位置付けたところである。

財政支援策については2023年度補正予算案については、協定を締結する医療機関の施設改修や施設整備への支援、医療従事者の感染対策研修等への支援などを計上している。感染症対策物資の確保の強化に関する国の財政措置についても、来年度の改正感染症の施行にむけてのあり方を検討していく。

②<自治労>第2次要請 【病院関係】項目5追加要請1

防護具の確保に関して、当初と比較した際は充足されているが、今後、未知の感染症が発生する可能性もあり、引き続き必要物品の確保に向けて取り組んでいただきたい。

本来は業者の仕事であるが、2類扱いでは対応できないと言われた仕事が5類になってもそのままの状況も見受けられ、現場では混乱している。現在は少しずつ整備されてきたが、変更に見合った体制もつくっていただけるよう、こうした現場の状況も知っていただきたい。

③<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目5追加要請1に対する回答

個人防護具については、国や都道府県においても備蓄をしていく動きである。現在はコロナ禍に買った備品がまだある状況なので、今のうちに備蓄を進めていくよう検討している状況である。

【保健所関連】

(6) 感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持に向けた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

①<厚労省>第2次要請 【保健所関連】項目6回答の概要

厚生労働省としましても次の新型コロナウイルス感染症等の対応を踏まえて次の感染症の危機に備えて平時から計画的に体制整備を進めていくことが重要と考えている。このため昨年に成立した改正感染症法に基づき、都道府県は都道府県連携協議会において、関係機関間で連携のあり方等を検討議論し、保健所や地方衛生研究所等の体制整備を含めた、予防計画を策定し、計画的に体制強化を進めている。

さらに予防計画の実効性を高めるために各保健所では、有事の際の人員体制の構築や業務効率化の取り組み等を盛り込んだ健康危機対処計画を策定している。検体搬送の仕組みの整備では、保健所と地方衛生研究機関が調整の上、整備していただくことをお願いしている。

また項目の人員確保について、保健所の恒常的な人員体制の強化を図るため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を2021年度から3年間で約1350人増員する地方財政措置を講じてきた。さらに2023年度においても、平時から感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所において感染症対策業務に従事する保健師をさらに450人増員するとともに、事務職員と保健師以外の職員を約150人増員する措置を講じているので活用して欲しい。

厚生労働省としても各自治体に説明会等を通じて働きかけを行っている。次の感染症の危機に備えて平時から検体搬送も含めた体制の強化を図っていくことは大変重要と考えており、引き続き皆様のお声をお伺いしながら、必要な支援を検討していきたい。

**②<自治労>第2次要請 【保健所関連】項目6追加要請1**

保健所関係については予算を確保したうえで増員し、体制強化に努めていただいているが、単年度での予算計上で困難都心指揮した上での意見として、感染拡大が収まり、再び、保健所機能が弱体化する事の無いよう、予算確保をお願いする。

**【学校給食関連】**

(7) ノロウイルスを含む様々な感染症による食中毒から児童生徒を守るためにも、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行える施設の新築・増改築について、全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。また、食材の洗浄や手洗い後の消毒等に効果があり、ノロウイルスを不活化させる次亜塩素酸ナトリウム溶液を生成する機器の購入・設置費用についても国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

**①<厚労省>第2次要請 【学校給食関連】項目7回答の概要**

(厚生労働省の所管ではないため、回答なし)

**【学校用務員関連】**

(8) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

**①<厚労省>第2次要請 【学校用務員関連】項目8回答の概要**

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務

員の安全と健康を確保することが重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われ、個々の作業については工具を用いた作業なども含まれている。

労働災害を防止するためには労働安全衛生法令に基づいて行われる雇い入れ時の教育において、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。労働安全衛生法令において労働者が使用する際、講習の修了等を求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握も行い、必要に応じて適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

**②<自治労>第2次要請 【学校用務員関連】項目8追加要請1**

厚生労働省から、労働安全衛生法令が遵守されていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握も行い、必要に応じて適切に指導等が実施されているとの回答が示されたが、現場では、予算がないなどの理由により、法令遵守が徹底されていない状況である。厚生労働省として文部科学省に対し、法令遵守の徹底を周知するような事務連絡などを発出するなど、学校現場における労働安全衛生の徹底をお願いしたい。

**③<厚労省>第2次要請 【学校用務員関連】項目8追加要請1に対する回答**

頂いたご意見としてこれまで以上の周知徹底していく。引き続き、厚生労働省として都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努め、ご要望に関しては各関係省庁に対し要望の内容について協議する。

#### (4) 文部科学省委請行動

第2次要請行動 2023年11月22日

自治労参加者：大河内学 学校用務員部会幹事、山邊久美子 学校給食部会幹事、吉村秀則事務局長  
文科省参加者：大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課、総合教育政策局 男女共同参画共生  
社会学習・安全課、初等中等教育局 健康教育・食育課

#### 【学校給食関係】◎が回答項目

1. ノロウイルスを含む様々な感染症による食中毒から児童生徒を守るため、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行える施設の新築・増改築について、全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。また、食材の洗浄や手洗い後の消毒等に効果があり、ノロウイルスを不活化させる次亜塩素酸ナトリウム溶液を生成する機器の購入・設置費用についても国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

2. 学校給食において、現場の適切な温湿度管理や食材の衛生管理および調理従事者の健康管理が重要であることから、全国の学校給食調理施設（配膳室等も含む）の空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、基準を満たしていない自治体への指導を行うこと。さらには、学校給食調理室および給食配膳室への空調設備設置にかかる交付金の交付要件を緩和するとともに、交付金の活用事例を自治体へ提示し、その活用を促すこと。

また、施設や設備機器の老朽化により、危険異物の混入事案が多くみられることや調理従事者の労働環境が悪化していることから、これらの新設や施設の拡充および改修・整備にかかる交付金の予算措置を行うとともに、自治体に対し適切な措置を講じるよう指導すること。◎

#### ①<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目2回答の概要

文部科学省は、熱中症対策の観点から2020年度に公立学校施設の給食調理場状況調査を行っており、調理室等については、単独調理場における空調設置率が66.5%、共同調理場では77.3%であった。文部科学省では従来、給食施設を新築・改築する場合を予算補助の対象としていたが、同年第3次補正予算から既存の調理場における空調設備のみの設置の際も予算補助の対象となった。引き続き、給食施設の安全・安心確保のために支援を行っていききたい。

施設全体の築・増築・改築の際に付帯施設として真空冷却器や温度管理機能付調理器、殺菌のための機器などが予算補助の対象となる。各自治体において、そのような機会と諸制度を利用して、老朽化が課題となっている給食調理場の施設環境の改善に努めていただきたい。

また、「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を2010年より行い、自治体の衛生管理指導者に対し、指導者養成講習会を開催し、指導者の資質向上をはかると共に、衛生管理に関する調査・指導を行っている。引き続き調査、指導の徹底に努めていく。

#### ②<自治労>第2次要請 【学校給食関係】項目2追加要請1

文部科学省調査における調理室等の空調設置率66.5%の内訳には、部分的な冷却効果しか持たないスポットクーラーも数えられている。昨今の気候変動により、調理室内は湿度80%以上、温度40度以上といった環境が約8ヵ月間も続く現状である。こうした労働環境は、体力低下が懸念される再任用や定年引上げにより高齢化しつつある調理員にとって過酷である。また、高い温度の調理室内では、食材を冷却しても、再び温度が上昇し、菌が増殖しやすい環境下となる。調理員の労働環境の改善だけでなく、子ども達が食べる給食が適正に保たれた衛生環境の中でつくられた安全な給食となるよう、予算拡充を行い、自治体へ空調の設置を促してほしい。自治体では、児童数は将来的に減少するとの安易な理由で施設の改善を拒み、安定した給食の提供の妨げになっている。

### ③<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目2追加要請1

空調設備の設置については、「学校設備環境改善交付金」で補助を行っている。調査結果と同様に補助制度についてもホームページに掲載する等、各自治体において引き続き計画的に空調が整備されるよう支援を進めていく。

### ④<自治労>第2次要請 【学校給食関係】項目2追加要請2

2020年度の第3次補正予算により空調設置費用に対し3分の1補助が付き、調理室への空調設置した自治体は増えたが、小規模自治体では3分の1補助でもなかなか設置ができない実態がある。実際に、ある自治体では自校式で建て替えたものの、自治体予算の関係で空調設置されなかった事例もある。スポットクーラーは食材の衛生管理上、不適切であることから、空調設置が不可欠である。さらなる補助の拡充をお願いしたい。

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨を引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において整備されていない現状であることから、国が率先して「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童については、学校給食において様々な対応が求められることから、平等な給食提供を行うため、想定される事例の調査等を行い、その内容について教職員および調理員に対し研修等を行うこと。また、食物アレルギーを抱える児童生徒数の増加傾向を踏まえ、食物アレルギーのない児童生徒と同様な給食提供を行うことが求められているため、アレルギー対策や宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員の確保、定期的な学習や研修の充実をはかるための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさ、必要性を知り身につけてもらうことは、食育を推進するうえで重要であることから、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が関われるよう、文部科学省主導による学校給食事業を展開し、積極的な活用を各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消や残食ゼロおよび食品ロスの取り組みについて、SDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう、文部科学省として事業展開し、交付金による支援についても検討すること。

7. 物価や燃料費の高騰に対応した地方創生臨時交付金の活用による給食費への補助は、コロナ禍における時限的なものであることに加え、交付までに時間を有するものとなっていることから、今後の不測の事態に即時対応することが可能で、自治体が活用しやすい交付金制度を確立すること。◎

### ①<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目7回答の概要

価格高騰の状況下における学校給食費の保護者負担軽減をはかるため、「重点支援地方交付金」の活用を教育委員会等に促し、ほとんどの自治体で学校給食費の値上げが抑制されており、保護者負担の軽減にむけて取り組みが進められているところである。

また、2023年度の補正予算案においても「重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）」が0.5兆円積み増しされた。引き続き、保護者負担軽減の観点から関係省庁と連携し取り組んでいく。

## ②<自治労>第2次要請 【学校給食関係】項目7追加要請1

物価高騰により、給食食材費が10%~30%の価格上昇が続いている。野菜類は平時でも価格変動があるが、これまで変動が無かった調味料等も高騰してきている。特に衛生管理保持に必要な消耗品等が安定して購入できなくなる事態は避けるべきであり、この観点からの予算補助が必要と考える。

8. 慢性的な人員不足による業務過多により、学校給食の質の低下やヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案も発生していることから、安全安心に働くことができ、適切に衛生管理を行い、質の安定した学校給食の提供にむけた適正な人員配置（調理員）を自治体に求めること。◎

## ①<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目8回答の概要

学校給食調理員の配置基準については、学校給食の調理に最低限必要な配置人数を示しており、地域や調理場の状況に応じて弾力的に運営することを求めている。学校給食の実施方法については、外部委託の活用など、各自治体の実情に応じて様々であることなどから、国として最低限必要な配置基準を示したうえで各自治体において学校給食の運営に支障をきたさないよう調理員の配置に努めていると考えている。

文部科学省は、学校給食の質の低下を招くことがないように十分に配置・配慮されるよう、各教育委員会に指導しており、引き続き同委員が集まる様々な会議等の機会に指導していく。

## ②<自治労>第2次要請 【学校給食関係】項目8追加要請1

退職者不補充や非正規職員への代替が急速に進んでいる。定年引上げ制度が始まるが、空調設備がない、正規職員が少なく負担が大きい、という過酷な労働環境を理由に退職を選ぶ職員も多く、正規職員の減少に拍車をかけている。一方で、直近では物価高騰を背景に委託業者が破産申請をしたことにより、広範な地域で学校給食の提供が停止する事案も発生したところである。子どもたちへ安定した学校給食を提供するためにも、直営ならびに正規職員の採用を自治体へ促してほしい。また、学校給食調理員の配置基準については1958年当時に定められたものであり、現在では衛生管理基準も異なるため、相応の見直しが必要であると考えます。

## ③<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目8追加要請1に対する回答

非正規職員が占める割合の増加については、文部科学省としても問題だと感じている。教育委員会の関係者会議の場など、引き続き様々な機会を通して指導していく。

## ④<自治労>第2次要請 【学校給食関係】項目8追加要請2

子どもたちは学校給食法、食育基本法のもとに平等に給食を食べて成長する。その中で食生活の基本を身につけ、健康を保つことを学び、成人病の予防につながることで、未来の国への負担軽減ができると考えている。そこに最も配慮しながら学校給食を提供できるのは、自治体の給食調理員だと考える。子どもたちを最優先に置き、現場が動きやすいような政策、予算措置を引き続きお願いしたい。

## ⑤<文科省>第2次要請 【学校給食関係】項目8追加要請2に対する回答

給食の食育、子どもの体を作っていく、といった様々な観点からも非常に重要だと考えている。文部科学省としても、同じ方向をむいて取り組んでいきたい。

9. 学校給食の民間委託化を推し進めてきた結果、委託業者の破産申請などにより、多くの子どもに大きな影響を及ぼしたことから、安定的に安全で美味しい給食の提供にむけ、民間委託導入後のサービスの水準や財政などの現状と課題を十分に検証・検討を行うとともに、必要に応じて再公営化を促すこと。

## 【学校用務関係】◎が回答項目

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用については国庫負担とすること。◎

### ①<文科省>第2次要請 【学校用務関係】項目1回答の概要

法律上で求められている特別教育の実施がなされていないのは非常に遺憾である。厚生労働省においても「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。」との旨が周知されている。労働安全衛生環境の整備は、職員が使命感をもって職務に専念できる労働環境の確保に資するものであると考えている。文部科学省においても、安全衛生管理体制の整備の普及啓発を図るリーフレットや各種通知、法令の趣旨の徹底や、関係会議における教育委員会への指導・啓発等により、法令違反にむけ取り組んできた。引き続き、法令に則り必要な労働安全衛生環境が整うよう、各教育委員会に周知していく。

### ②<自治労>第2次要請 【学校用務関係】項目1追加要請1

ある県では、閉校した学校施設を複数の自治体によって維持・管理をしている。その際に機械を使用した業務を行っているが、機械の使用に対し必要な特別教育の未受講について、法令違反と知りながらも財政難を理由として受講させていない自治体がある。そういった事案を解消するために、特別教育に係る費用を国庫負担とし、受講の徹底を各都道府県に通達していただきたい。

### ③<文科省>第2次要請 【学校用務関係】項目1追加要請1に対する回答

事業者たる教育委員会から、閉校した学校施設の維持・管理の依頼が出ていると思われるが、特別教育を要する作業がある場合には、しっかりと受講させなければならない法令、規定がある。それが遵守されていない実態は、文部科学省としても大変遺憾である。学校用務員が担う業務が多岐にわたる中で、地域差や学校差もあり、特別教育に係る費用を一点集中的に国庫補助することは難しい。文部科学省としては、特別教育を受けさせないことは、そもそも法令違反であるという点を大前提として、引き続きしっかりと指導していきたい。

2. 学校用務員の役割や学校運営組織の専門性を活かすため、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけること。また、防災と救命のための研修を義務付けるとともにそれに必要な予算措置を講じること。◎

### ①<文科省>第2次要請 【学校用務関係】項目1回答の概要

学校用務員の専門性と防災の関係性については、一つの事例として、中学校の技術の授業において災害時に使用する発電機の使用指導をする際、知見が豊富な学校用務員が授業サポートに入る等、その専門性を活かす取り組みがあると承知しており、防災等で活躍いただくという点については非常に大切であると認識している。そのうえで、自治体によって学校用務員の雇用形態、ルールがそれぞれであるため、その点で違反が無いよう、自治体の権限と責任の中で検討いただくことが第一歩であると考えている。

防災と救命のための研修については、文部科学省が公開している「教職員のための学校安全eラーニング」というコンテンツの活用や、各自治体が行っている救命講習会の活用が有効な手段であると考えている。

文部科学省としても、学校安全の推進という点で多様な主体が連携、協同することがキーポイントであると認識しており、学校用務員の専門性を考慮した取り組みを進めていければと考えている。

**②<自治労>第2次要請 【学校用務関係】項目2追加要請1**

東日本大震災では、被災地で多くの避難所が設置された。避難所として利用される体育館では、扉が重いことや、水道の水圧が弱いことなど、日常生活では危険性や緊急性が高くないポイントが、避難者にとっては大きな心理的負担につながっている様子があった。そういった事態に備え、日常業務の中でも「避難所開設となった場合」をシミュレーションしながらの施設・設備の維持管理等が必要と考えている。加えて、防災士の資格取得により、さらに専門的な知識を得ることにより、学校用務員が災害時に果たせる役割は大きなものとなると考える。これらの観点からも、学校用務員を防災組織の一員に位置付けるとともに、防災と救命のための研修を義務付け、防災士資格取得などに必要な予算措置を講じてほしい。

**③<文科省>第2次要請 【学校用務関係】項目2追加要請1に対する回答**

文部科学省として、全国の防災教育や学校安全の担当等に呼び掛ける機会があるので、いただいた意見を参考に、今後の取り組みの参考とするよう呼び掛けていく。

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。

4. 感染防止対策のためのマスク着用による作業環境の変化は用務員の健康と命に係わることから、ファン付きの作業着の貸与などの熱中症対策を現場実態に応じた予算措置を行うこと。